

辻堂駅前出張所の夜間開庁の廃止について

1 辻堂駅前出張所を取り巻く背景

国において、マイナンバーカードの普及の取組やオンライン申請の充実、行政手続のさらなる簡略化に加え、情報連携により住民の利便性を高めるための基盤となる自治体行政システム標準化といった取組も進められています。

本市においてもオンライン化による非対面、非来庁型行政サービス(行かない窓口)の導入を引き続き進め、市民サービスの利便性向上に取り組んでいます。

また、コンビニ交付の実績も伸びていること、戸籍証明の各種行政手続への添付が不要になりつつある社会的状況を踏まえ、現在、辻堂駅前出張所で実施している夜間開庁は、主な業務である各種証明の発行等が継続できなくなる基幹システムの標準化対応時期に合わせ、令和7年12月25日(木)をもって廃止にすることで、3 出張所を同一の開庁時間とします。

2 取扱業務と開庁日時

取扱業務	現行(～R7.12.25)	
	月曜日～金曜日 8時30分～17時	火曜日・木曜日 17時～19時30分
住民票の写し、戸籍、印鑑登録証明書などの各種証明書の発行	○	○ (一部予約受付)
課税・非課税証明書(所得証明書)の発行	○	予約受付
市税の各種証明書の発行	○	予約受付
市税、保険料などの収納	○	○
茅ヶ崎市立図書館で借りた本などの返却	○	○

この部分を廃止

※(火・木)夜間開庁時にも取り扱っている業務を抜粋

3 周知と広報

(1)市民への十分な周知・広報

- ア. 広報ちがさき、市公式ホームページ
- イ. SNS(LINE、X など)
- ウ. 市役所・各出張所に夜間開庁廃止に関するチラシの掲示・配架
- エ. 辻堂駅前出張所の夜間開庁時の来庁者の方への周知(夜間開庁廃止までの間)

(2)代替方法の周知・広報

- ア. 住民票等のコンビニ交付の勧奨
- イ. (本庁)第2・第4土曜開庁の案内
- ウ. e-kanagawa による電子申請の案内
- エ. 市税・各保険料等の口座振替・納付方法の案内